

岩手大学大学院連合農学研究科長適任者選出規則実施細則

(趣旨)

第1条 岩手大学大学院連合農学研究科長適任者選出規則(以下「規則」という。)第12条の規定に基づき、この細則を定める。

(実施計画の決定)

第2条 代議員会は、規則第3条に該当する場合、速やかに選挙の日程その他の実施計画を決定しなければならない。

(選挙資格者名簿)

第3条 代議員会は、規則第6条に規定する選挙資格を有する者を確定し、別紙様式第1号により岩手大学、弘前大学、山形大学及び福島大学(以下「構成大学」という。)別に選挙資格者名簿(職名ごとに50音順)を作成する。

2 代議員会は、選挙公示の日から7日間、選挙資格者名簿を構成大学において縦覧に供さなければならない。

第4条 選挙資格者は、選挙資格者名簿に脱漏、誤載等があると認めるときは、縦覧期間内に文書をもって代議員会に申し出ることができる。

2 代議員会は、前項の申出があったときは、その内容を審査し、正当であると認定したときは、直ちに選挙資格者名簿を修正しなければならない。

(選挙の通知)

第5条 規則第7条に規定する通知は、次に掲げる事項を記載して行う。

- (1) 選挙を行う理由
- (2) 選挙の日時
- (3) 選挙の場所
- (4) 規則第4条の規定により研究科長適任者となり得る者の名簿(50音順)
- (5) その他選挙に関し必要な事項

2 前項の通知は、岩手大学の学部長等の選考等に関する規則第4条第1項の場合は、任期満了の日の70日前までに、同条同項第2号及び第3号の場合は、辞任の申出があったとき又は欠員となったときから30日以内に行わなければならない。

3 選挙資格者への通知は、岩手大学の総合科学研究科長、弘前大学の農学生命科学研究科長及び地域共創科学研究科長、山形大学の農学研究科長、福島大学の食農科学研究科長(以下「構成大学の農学研究科長等」という。)を通じて行うものとする。

(投票及び開票)

第6条 代議員会は、構成大学ごとに投票所及び開票所を設ける。

2 選挙資格者は、それぞれ所属する構成大学の投票所において投票を行う。

第7条 構成大学における投票及び開票に関する事務は、構成大学の農学研究科長等が管理する。

第8条 代議員会は、あらかじめ構成大学の農学研究科長等に所要の投票用紙を送付する。

第9条 選挙資格者は、投票を行う日に投票所において投票用紙の交付を受け投票を行う。

2 投票用紙は、別記様式第2号のとおりとする。

第10条 構成大学の農学研究科長等は、投票時間が終了したときは、直ちに所定の開票所において、当該大学に所属する代議員の立会いの下に開票を行う。

第11条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 2名以上連記したもの
- (3) 研究科長適任候補者の氏名以外のことを記載したもの
- (4) 氏名の判定ができないもの

2 研究科長適任候補者を特定できる投票は、氏又は名のみ記載でも有効とする。

第12条 投票の効力について疑義が生じたときは、構成大学の農学研究科長等が第10条に規定する代議員と協議の上、決定するものとする。

第13条 構成大学の農学研究科長等は、第10条の規定により開票した結果を代議員会に報告するものとする。

2 代議員会は、前項の規定による報告に基づき、開票の結果を集計し、公示するものとする。

第14条 代議員会は、前条の規定による集計の結果、規則第9条第2項の規定に基づく研究科長最終適任候補者を得られなかった場合には、規則第9条第3項に規定する選挙を行うため、直ちに再投票にかかる選挙候補者の氏名を50音順に公示するものとする。

第15条 規則第9条第3項の規定による投票は、原則として、規則第9条第2項に規定する開票の結果を公示した日の翌日に行うものとする。

第16条 代議員会は、選挙を終了したときは、その結果を研究科教授会に報告するものとする。

(オンラインによる選挙の実施に関する特例)

第17条 規則第8条第3項の規定によりオンラインによる選挙を実施する場合は、第6条から第14条の規定に関わらず、投票及び開票に関する事務は、岩手大学総合科学研究科長が管理する。

(研究科長補佐の所属の取扱い)

第18条 この細則において、連合農学研究科長補佐は、岩手大学農学部所属の教員として取扱う。

(雑則)

第19条 この細則に定めるもののほか、選挙に関し必要な事項は、研究科教授会において別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、令和6年10月1日から施行する。